

建設現場で断熱材による火災が発生！

川崎南労働基準監督署

当署管内の建設現場において、連続して火災が発生しました。
空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になりますので、一層の火災防止に努めて下さい。

◇火災災害事例（川崎南署）

・ 令和4年10月
ガス溶断作業を行ったところ、発泡プラスチック系断熱材に引火し、火災が発生。

・ 令和4年10月
屋上屋根においてアーク溶接作業中、火花が下層階で保管していた発泡プラスチック系断熱材に引火し、火災が発生。

◇死亡災害事例（全国）

・ 平成30年
ビル建設工事現場において、ガス溶断する際に生じた火花が天井部分に吹き付け施工してあった発泡プラスチック系断熱材に引火し、労働者5名が死亡する災害が発生。



※災害事例の内容とは異なります

◇危険物等がある場所では、火気等の使用が禁止されています。

労働安全衛生規則第279条

事業者は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の**易燃性**の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所においては、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

2 労働者は、前項の場所においては、同項の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

※発泡プラスチック系断熱材は、「難燃性」の表示がされているものを含めて着火し得るものであり、一度着火した場合は急速に燃焼が広がるものであることから、「易燃性」に該当します。

※機械等とは、**グラインダ**、**アーク溶接機**、**ガス溶断機**などが該当します。

◇火災災害防止のために

元方事業者は、火災を防止するため、作業間の連絡及び調整を行ってください。

火気作業を行う場合は、作業を開始する前に、作業場所だけでなく、火花、アークが飛ぶ範囲において、断熱材などの可燃性の物が存在していないことを確認してください。

断熱材などの可燃性の物が存在する場所では、火気作業は禁止してください。やむを得ず火気作業を行う場合は、断熱材などを使用している場所を不燃性のボード、シート等で遮蔽するとともに消火器を配置するなど消火のための対策を講じてください。

断熱材などの可燃性の物を保管している場所には、仮置場所を含め、その旨および火気の使用を厳禁する旨の表示を行ってください。

◇建設現場における発砲プラスチック系断熱材による火災災害の防止の徹底について（平成8年1月29日 基発第42条の2）

○工事実施計画における火災防止対策について

- ・発砲プラスチック系断熱材を使用する作業の有無や作業箇所における断熱材の使用の有無の確認
- ・使用されている場合には断熱材の種類の確認
- ・可燃性に留意した適切な火気管理計画を策定
- ・特に新築工事において発砲プラスチック系断熱材を使用する場合は、当該作業実施後は当該場所での溶接・溶断等火気を使用する作業を行わない作業計画を策定

○施工における火災防止対策について

1 元方事業者等の実施事項

- ・使用する断熱材の種類及び可燃性の確認
- ・火気使用厳禁の表示
- ・教育の実施
- ・火気管理等を含む作業計画の策定と周知
- ・やむを得ず火気を使用する作業を行う場合には、不燃性ボード等で遮蔽するとともに、消火器配置等による消火対策を講じさせる

2 関係請負人の実施事項

- ・労働者に十分な教育を実施。その結果について元方事業者等に報告
- ・火気管理等を含む作業計画の策定（元方事業者等に報告し、必要な調整を行うこと）
- ・断熱材が存在する場所で火気作業を行う場合には、作業指揮者を定め、その者に直接作業を指揮させること
- ・発砲プラスチック系断熱材の保管場所には、火気使用厳禁の表示を行うこと
- ・現場の整理整頓を行い、原材料などを放置しないこと